

国際柔道連盟（IJF）試合審判規定の改正について

国内外の大会において試験的に行っていた「場内外境界線での動作に関するルール」など審判規定の一部が、昨年12月15日に開催されたIJF理事会において正式に承認されました。

全日本柔道連盟では、平成19年4月1日以降に行われる国際規定の大会は、新ルールを適用して実施いたします。

今後は、場内外で施された技や、偽装的な攻撃に対しての審判員の正確な判断、見極めがより一層重要となります。審判委員会では、審判講習会や大会審判会議において、新ルールの正解な理解と統一された適用を推進していきます。

1. 場内外境界線での動作に関して

①立ち姿勢（立技）のとき、一連の動作（攻撃・防御）が継続している場合に限り、どちらか一方の試合者の身体の一部が試合場内に触れていれば、その技は得点の対象となり得る。

ただし、一連の動作（攻撃・防御）が途切れたときは「待て」をかける。

②自ら、動作（攻撃・防御）なしに場外へ出る行為、及び相手を故意に場外に押し出すことは、従来どおり「指導」が適用される。

③これに伴い、危険地帯内に攻撃・防御なく5秒を超えて立っていた場合に与えられる「指導」の罰則は廃止とする。

2. 試合場の畳について

IJF主催4大大会では、1 - ③の理由により危険地帯の区別を設けず、畳の色を場内、場外の2色のみとする。（本年9月の世界選手権大会より実施）

※IJF主催4大大会以外の大会ではこれまで通り、危険地帯に赤畳を使用する事も可能とされていることから、原則として国内で開催される大会では従来通り危険地帯に赤畳を使用する。

3. 国内での適用について

①上記1の改正点については、平成19年4月1日から適用する

②上記2の改正点については、原則として従来通りに、赤畳を使用する

4. その他

この改正点は、平成18年12月15日のIJF理事会において承認された。